::: フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター



上海・深セン・北京・蘇州・広州・台湾・香港

2021年5月6日 No. 153 (毎月1日発行)

【台湾での新型コロナウィルス感染状況】

台湾では、4月末以降航空会社関係者及び隔離ホテルの 関係者からの域内感染が徐々に広がっており、感染経路の 特定と対象者の自宅隔離、滞在場所の消毒などが行われ ています。

【営利事業所得税・個人所得税の申告期限】

2020 年度の営利事業所得税及び個人所得税は従来通り 2021 年 5 月末までの申告・納税が必要です。昨年のようにコロナ禍対策としての申告期限の延長措置はありませんので注意してください。

【勞工職業災害保險及保護法の立法院第三読会通過】 労働部は4月23日に立法院第三読会を通過したと発表しました。本法律の実施日は未定ですが、施行された場合、標準報酬月額の改定により、企業の保険料負担に影響が出るものと思われます。

主な改正点は以下の通りです。

- ・従業員 4 人以下の企業の加入義務化
- ・標準報酬月額を現行の 45,800 台湾ドルから 72,800 台湾ドルに改定



【ノービザ滞在の再延長措置について】

4月13日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長(10回目)を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

またこの自動延長措置で台湾に滞在している日本人は、91 日以上の滞在となり、居留証を持っていなくても個人所得税の申告対象となりますので、忘れずに 2021 年 5 月末までに申告・納税を行ってください。

****・ フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター



上海・深セン・北京・蘇州・広州・台湾・香港

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓

電話:+886-2-2717-0318 担当:坂下(SAKASHITA) yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。